

# 指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	神奈川県知事 第1号
指定の有効期間	令和3年6月24日から令和8年6月23日まで
機関の名称	一般財団法人 神奈川県建築安全協会
主たる事務所の住所	横浜市中区元浜町3丁目21番2号 ヘリオス関内ビル 電話番号045(212)3641
代表者氏名	理事長 庄司博之
業務区域	神奈川県の全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令 (平成11年4月26日建設省令第13号) 第15条第1号、第2号、第2号の2、第3号、第4号、第4号の2、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号及び第14号の2に掲げる区分
取り扱う建築物等	1 高さが31m以下で、かつ、延べ面積が2,000㎡以内の建築物（増築の場合は増築後の高さが31m以下で、かつ、延べ面積が2,000㎡以内のものに限る。） 2 建築基準法施行令第129条の3第1項に掲げる昇降機 3 建築基準法施行令第138条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第3項第2号に掲げる工作物
実施する業務の態様	確認審査・中間検査・完了検査・仮使用認定